

一般貨物自動車運送事業の経営許可等の申請に係る法令試験問題

受験番号

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 15 の文章で、正しいものには○を、誤っているものには×を
（ ） 内に記入しなさい。

問題 1（役員兼任の制限）

会社の役員又は従業員（継続して会社の業務に従事する者であって、役員以外の者をいう。）は、他の会社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該役員の地位を兼ねてはならない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

（ ）

問題 2（輸送の安全）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附随する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

（貨物自動車運送事業法）

（ ）

問題 3（心理的な負担の程度を把握するための検査等）

事業者は、労働安全衛生法第 66 条の 10 第 5 項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、事業場の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

（労働安全衛生法）

（ ）

問題4（有償旅客運送の禁止）

貨物自動車運送事業を営業者は、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて国土交通大臣の登録を受けたときでなければ、有償で旅客の運送をしてはならない。

（道路運送法）

（ ）

問題5（事業の譲渡し及び譲受け等）

一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させるときは、運輸支局長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（貨物自動車運送事業法）

（ ）

問題6（年次有給休暇）

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、労働基準法第39条第1項から第3項までの規定による有給休暇を与える時季に関する定めをしたときは、これらの規定による有給休暇の日数のうち5日を超える部分については、同法第39条第5項の規定にかかわらず、その定めにより有給休暇を与えることができる。

（労働基準法）

（ ）

問題7（安全管理規程の届出）

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更により事業用自動車（被けん引自動車を除く。）が200両になった場合、安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題 8 (有償運送)

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。)は、国土交通大臣の許可を受けたときでなければ、有償で運送の用に供してはならない
(道路運送法)

()

問題 9 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に労働基準法第 35 条に規定する休日(以下「休日」という。)に労働させる場合は、当該労働させる休日は 2 週間について 1 回を超えないものとし、当該休日の労働によって自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第 4 条第 1 項に定める拘束時間及び最大拘束時間を超えないものとする。
(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

()

問題 10 (運行管理者等の選任)

一の営業所において複数の運行管理者を選任する一般貨物自動車運送事業者等は、それらの業務を統括する運行管理者を選任しなければならない。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 11 (車両通行帯)

車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車(小型特殊自動車及び道路標識等によって指定された自動車を除く。)は、当該道路の左側部分(当該道路が一方通行となっているときは、当該道路)に 3 以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯を通行することができる。
(道路交通法)

()

問題 1 2 (定期点検整備)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業の用に供する最大積載量5トン、車両総重量7トンの自動車について、3月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(道路運送車両法)

()

問題 1 3 (書類等の作成及び保存)

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領(役務提供委託をした場合にあっては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施)、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成し、これを保存しなければならない。

(下請代金支払遅延等防止法)

()

問題 1 4 (運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者は、車両総重量が7トン、最大積載量が3トンの普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 1 5 (労働者名簿)

使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者(日日雇い入れられる者を含む。)について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。

(労働基準法)

()

Ⅱ. 次の問題 16 から 22 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 16 (届出)

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業法施行規則に照らし、一般貨物自動車運送事業者が届け出なければならない事項とその届出先の組み合わせとして正しいものには○を、誤っているものには×を()に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業施行規則)

- ア. 役員又は社員に変更があった場合 当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は運輸支局長

- イ. 一般貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合 当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は運輸支局長

- ウ. 休止していた一般貨物自動車運送事業を再開した場合 当該休止の届出を受理した運輸監理部長又は運輸支局長

ア () イ () ウ ()

問題 17 (変更登録)

次のア～ウについて、道路運送車両法に定める変更登録の申請を行わなければならないものとして誤っているものを1つ選び、()内に記入しなさい。

(道路運送車両法)

- ア. 使用の本拠の位置に変更があった場合

- イ. 登録されている型式及び原動機の型式に変更があった場合

- ウ. 登録自動車が減失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止した場合

()

問題 18

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業報告規則に照らし正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業報告規則)

- ア. 特別積合せ貨物運送を行っていない一般貨物自動車運送事業者は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に、毎事業年度に係る事業実績報告書を、毎事業年度の経過後100日以内に提出しなければならない。
- イ. 特別積合せ貨物運送（運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が100キロメートル以上のものに限る。）を行う一般貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣に、前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書を、毎年7月10日までに提出しなければならない。
- ウ. 貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則第2条及び第2条の2に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

ア（ ） イ（ ） ウ（ ）

問題 19 (運行管理者の業務)

次のア～オについて、一般貨物自動車運送事業者の営業所に選任される運行管理者の業務として誤っているものを2つ選び、（ ）内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

- ア. 偏荷重が生じない貨物の積載方法について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。
- イ. 運転者等ごとに運転者等台帳を作成し、車両に備え置くこと。
- ウ. 60才以上の新たに雇い入れた運転者に適性診断を受けさせること。
- エ. 過積載による運送の防止について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。
- オ. 事業用自動車に係る事故に関する事項を記録し、及びその記録を1年間保存すること。

() ()

問題 20 (事業計画の変更の届出)

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業法第9条第3項で定める軽微な事項に関する事業計画の変更として正しいものには○を、誤っているものには×を()に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業施行規則)

- ア. 営業所の位置の変更(貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものを除く。)
- イ. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更(当該変更後の事業計画が貨物自動車運送事業法第9条第2項において準用する同法第6条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合を除く。)
- ウ. 貨物自動車利用運送を行っている場合、利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の概要

ア() イ() ウ()

問題 21 (報告書の提出)

次のア～オについて、自動車事故報告規則に照らし、貨物自動車運送事業者がその使用する事業用自動車で事故を起こした場合に自動車事故報告書を提出しなければならないものとして、正しいものを2つ選び、()に記入しなさい。

(自動車事故報告規則)

- ア. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- イ. 高速自動車国道(高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。)において、自動車に積載されたものの一部が飛散したもの
- ウ. 6台の自動車の接触を生じたもの
- エ. 8人の負傷者を生じたもの
- オ. 3人の重傷者を生じたもの

() ()

問題 2 2 (過労運転等の防止)

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業輸送安全規則に照らし誤っているものを1つ選び、() 内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

- ア. 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。
- イ. 事業用自動車の運転者は、日々雇い入れられる者、2月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(10日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。
- ウ. 貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

()

一般貨物自動車運送事業の経営許可等の申請に係る法令試験問題

受験番号

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 15 の文章で、正しいものには○を、誤っているものには×を
（ ） 内に記入しなさい。

問題 1（役員兼任の制限）

会社の役員又は従業員（継続して会社の業務に従事する者であって、役員以外の者をいう。）は、他の会社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該役員の地位を兼ねてはならない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 13 条第 1 項）

（ ○ ）

問題 2（輸送の安全）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附随する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

（貨物自動車運送事業法第 17 条第 1 項第 1 号）

（ ○ ）

問題 3（心理的な負担の程度を把握するための検査等）

事業者は、労働安全衛生法第 66 条の 10 第 5 項の規定による医師の意見を勧告し、その必要があると認めるときは、事業場の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

（労働安全衛生法第 66 条の 10 第 6 項）

（正）労働者

（ × ）

問題4（有償旅客運送の禁止）

貨物自動車運送事業を営業者は、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて国土交通大臣の登録を受けたときでなければ、有償で旅客の運送をしてはならない。

（道路運送法第83条）

（正）許可

（ × ）

問題5（事業の譲渡し及び譲受け等）

一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させるときは、運輸支局長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（貨物自動車運送事業法第30条第2項）

（正）国土交通大臣

（ × ）

問題6（年次有給休暇）

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、労働基準法第39条第1項から第3項までの規定による有給休暇を与える時季に関する定めをしたときは、これらの規定による有給休暇の日数のうち5日を超える部分については、同法第39条第5項の規定にかかわらず、その定めにより有給休暇を与えることができる。

（労働基準法第39条第6項）

（ ○ ）

問題7（安全管理規程の届出）

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更により事業用自動車（被けん引自動車を除く。）が200両になった場合、安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の4第1項）

（正）200両以上となる者にあつては、当該計画の実施予定日までに

（ × ）

問題 8 (有償運送)

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。)は、国土交通大臣の許可を受けたときでなければ、有償で運送の用に供してはならない

(道路運送法第78条)

(正) 道路運送法第78条第1号、第2号に該当する場合、国土交通大臣の許可は不要

(×)

問題 9 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に労働基準法第35条に規定する休日(以下「休日」という。)に労働させる場合は、当該労働させる休日は2週間について1回を超えないものとし、当該休日の労働によって自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間を超えないものとする。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第5項)

(○)

問題 10 (運行管理者等の選任)

一の営業所において複数の運行管理者を選任する一般貨物自動車運送事業者等は、それらの業務を統括する運行管理者を選任しなければならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第2項)

(○)

問題 11 (車両通行帯)

車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車(小型特殊自動車及び道路標識等によって指定された自動車を除く。)は、当該道路の左側部分(当該道路が一方通行となっているときは、当該道路)に3以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯を通行することができる。

(道路交通法第20条第1項)

(正) 最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯

(×)

問題 1 2 (定期点検整備)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業の用に供する最大積載量5トン、車両総重量7トンの自動車について、3月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(道路運送車両法第48条第1項)

(○)

問題 1 3 (書類等の作成及び保存)

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領(役務提供委託をした場合にあっては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施)、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成し、これを保存しなければならない。

(下請代金支払遅延等防止法第5条)

(○)

問題 1 4 (運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者は、車両総重量が7トン、最大積載量が3トンの普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

(○)

問題 1 5 (労働者名簿)

使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者(日日雇い入れられる者を含む。)について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。

(労働基準法第107条第1項)

(正) 除く

(×)

Ⅱ. 次の問題 16 から 22 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 16 (届出)

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業法施行規則に照らし、一般貨物自動車運送事業者が届け出なければならない事項とその届出先の組み合わせとして正しいものには○を、誤っているものには×を()に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業施行規則第 44 条第 1 項)

ア. 役員又は社員に変更があった場合 当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は運輸支局長

(正) **国土交通大臣又は地方運輸局長**

イ. 一般貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合 当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は運輸支局長

(正) **国土交通大臣又は地方運輸局長**

ウ. 休止していた一般貨物自動車運送事業を再開した場合 当該休止の届出を受理した運輸監理部長又は運輸支局長

ア (×) イ (×) ウ (○)

問題 17 (変更登録)

次のア～ウについて、道路運送車両法に定める変更登録の申請を行わなければならないものとして誤っているものを 1 つ選び、() 内に記入しなさい。

(道路運送車両法第 12 条第 1 項)

ア. 使用の本拠の位置に変更があった場合

イ. 登録されている型式及び原動機の型式に変更があった場合

ウ. 登録自動車が減失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止した場合

(正) **上記の場合、永久抹消登録の申請が必要**

(ウ)

問題 18

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業報告規則に照らし正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業報告規則第2条、第3条第1項)

ア. 特別積合せ貨物運送を行っていない一般貨物自動車運送事業者は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に、毎事業年度に係る事業実績報告書を、毎事業年度の経過後100日以内に提出しなければならない。

(正) **事業報告書**

イ. 特別積合せ貨物運送（運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が100キロメートル以上のものに限る。）を行う一般貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣に、前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書を、毎年7月10日までに提出しなければならない。

ウ. 貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則第2条及び第2条の2に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

ア (×) イ (○) ウ (○)

問題 19 (運行管理者の業務)

次のア～オについて、一般貨物自動車運送事業者の営業所に選任される運行管理者の業務として誤っているものを2つ選び、（ ）内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条)

ア. 偏荷重が生じない貨物の積載方法について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。

イ. 運転者等ごとに運転者等台帳を作成し、車両に備え置くこと。

(正) **営業所**

ウ. 60才以上の新たに雇い入れた運転者に適性診断を受けさせること。

エ. 過積載による運送の防止について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。

オ. 事業用自動車に係る事故に関する事項を記録し、及びその記録を1年間保存すること。

(正) **3年間**

(イ) (オ)

問題 20 (事業計画の変更の届出)

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業法第9条第3項で定める軽微な事項に関する事業計画の変更として正しいものには○を、誤っているものには×を()に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業施行規則第6条第1項、第7条第1項)

ア. 営業所の位置の変更(貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものを除く。)

(正)に限る

イ. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更(当該変更後の事業計画が貨物自動車運送事業法第9条第2項において準用する同法第6条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合を除く。)

(正)貨物自動車運送事業法第9条第3項で定める軽微な事項に該当しない

ウ. 貨物自動車利用運送を行っている場合、利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の概要

ア(×) イ(×) ウ(○)

問題 21 (報告書の提出)

次のア～オについて、自動車事故報告規則に照らし、貨物自動車運送事業者がその使用する事業用自動車で事故を起こした場合に自動車事故報告書を提出しなければならないものとして、正しいものを2つ選び、()に記入しなさい。

(自動車事故報告規則第3条第1項)

ア. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの

イ. 高速自動車国道(高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。)において、自動車に積載されたものの一部が飛散したもの

(正)自動車事故報告規則第2条第5号に規定されているものに限る。

ウ. 6台の自動車の接触を生じたもの

(正)10台以上

エ. 8人の負傷者を生じたもの

(正)10人以上

オ. 3人の重傷者を生じたもの

(ア)(オ)

問題 2 2 (過労運転等の防止)

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業輸送安全規則に照らし誤っているものを1つ選び、() 内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条)

- ア. 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。
- イ. 事業用自動車の運転者は、日々雇い入れられる者、2月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(10日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。

(正) 14日

- ウ. 貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

(イ)